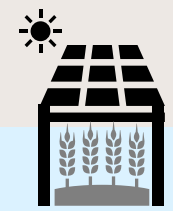
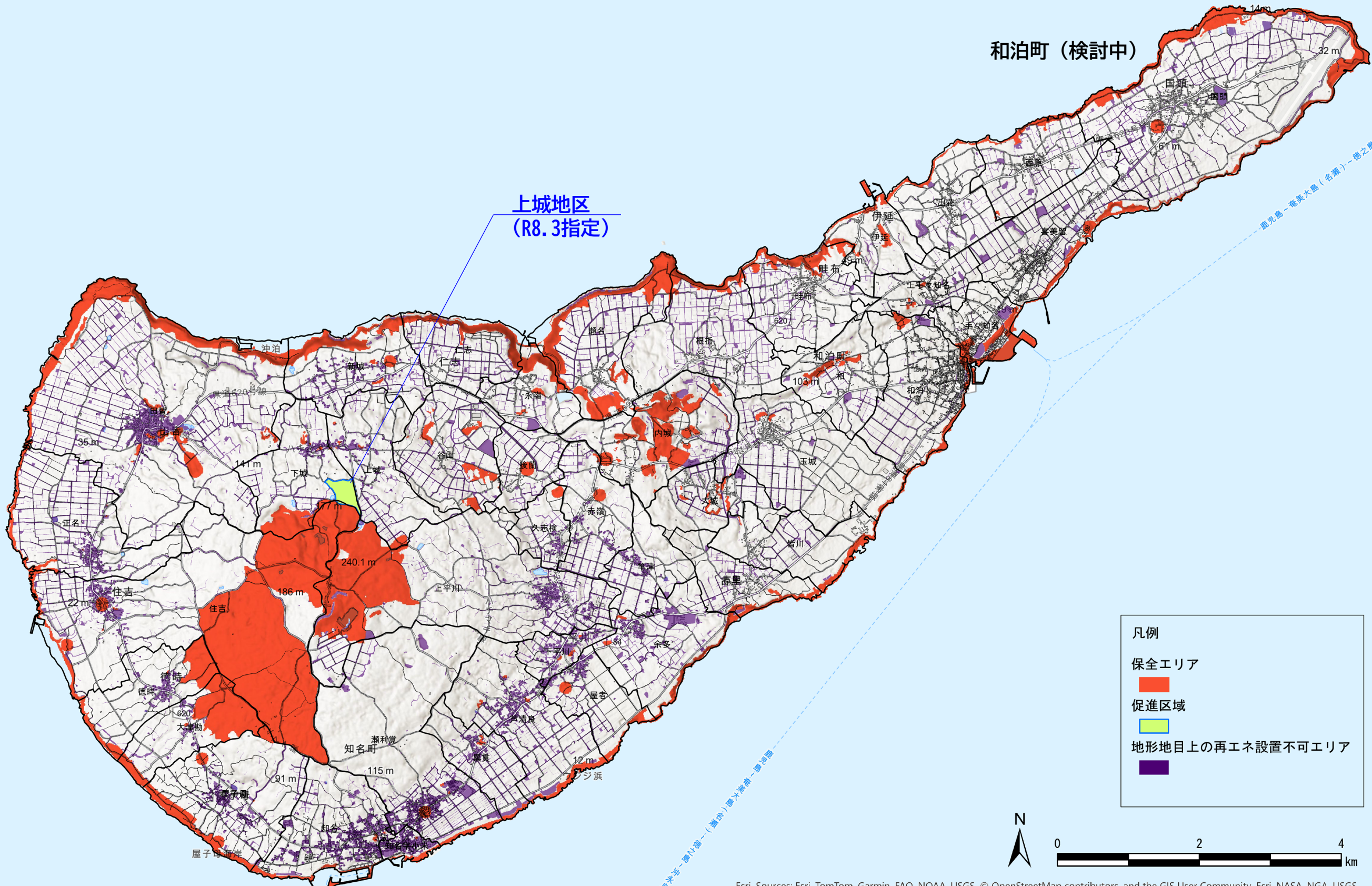


知名町 促進区域設定マップ

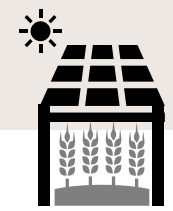


●太陽光発電施設（営農型）促進区域 〔令和8年3月〕



凡例

- 保全エリア
- 促進区域
- 地形地目上の再エネ設置不可エリア
- その他



●地域脱炭素化促進事業制度の枠組み

◆地域脱炭素化促進施設の整備

- ・太陽光発電施設（営農型）
※今後鹿児島県との調整により施設種別の拡大を行う見込み

◆地域の脱炭素化のための取組 【事業者にて取組を提案】

地域脱炭素化施設の整備と合わせ「その他の地域の脱炭素化のための取組」を実施することとします。

再生可能エネルギー導入事業者には、施設整備を通じて得られたエネルギー等を活用することで、町内の温室効果ガスの削減を図っていくために、以下の取組を検討し、提案していただきます。

- ▶ 再生可能エネルギーで発電した電力の自家消費や蓄電、蓄熱による利活用など、エネルギーの地産地消につながる取組を実践すること。
- ▶ 本町が実施する脱炭素に関する各種取組の実践に協力すること。

◆地域の環境の保全のための取組 【本町にて取組方針を決定】

地球温暖化対策推進法において、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境保全の取組」を行うものとされています。

再生可能エネルギー導入事業者には、本町が決定した以下方針に基づき、具体的な取組として申請して頂きます。

①地域環境教育への寄与

- ▶ 地域住民や次世代を担う児童・生徒を対象とした環境学習の場として、施設見学の受け入れや再生可能エネルギーに関する出前授業を積極的に実施すること。また、事業者は地域社会の一員として、町内で実施される海岸清掃等の環境保全活動に主体的に参加すること。

②科学的根拠に基づく生活環境への配慮

- ▶ 施設の設計・施工・運用にあたっては、周辺の居住環境や動植物の生息環境への影響を最小限に抑える措置を講じること。太陽光発電を例として、事前のシミュレーション等に基づきパネルの配置や角度を最適化し、反射光による周辺住居や道路への光害を未然に防ぐなど、科学的根拠に基づいた技術的工夫を優先的に行うこと。

◆地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 【本町にて取組方針を決定】

地球温暖化対策推進法において、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うものとされています。

再生可能エネルギー導入事業者には、本町が決定した以下方針に基づき、具体的な取組として申請して頂きます。

①地域行事およびコミュニティ活動への参画・支援

- ▶ 事業者は地域社会との共生を図るため、知名町の伝統行事や祭りをはじめとする公共性の高い地域イベント等の維持・継承に対し、協賛金の拠出や人的・物的な運営協力をを行い、地域コミュニティの活性化に貢献すること。

②地域貢献基金等の活用による利益還元

- ▶ 事業実施により得られた売電収益の一部を、町が指定する地域基金等へ継続的に還元すること。この資金は、子育て支援（子ども食堂の運営等）や福祉、教育、農林水産業等の産業振興など、地域団体（NPO等）が取り組む地域課題解決のための活動財源として活用し、持続可能な地域社会の形成に資する循環スキームを構築すること。

●促進区域設定に関わる計画

計画指標

指標	現状年 ・基準年	令和12年度 (2030年度) における目安	令和17年度 (2035年度) における目安
促進区域内における再生可能エネルギーの導入量	—	500kW	750kW

促進区域設定の考え方

令和7年度 エリアを限定して『促進区域』を設定

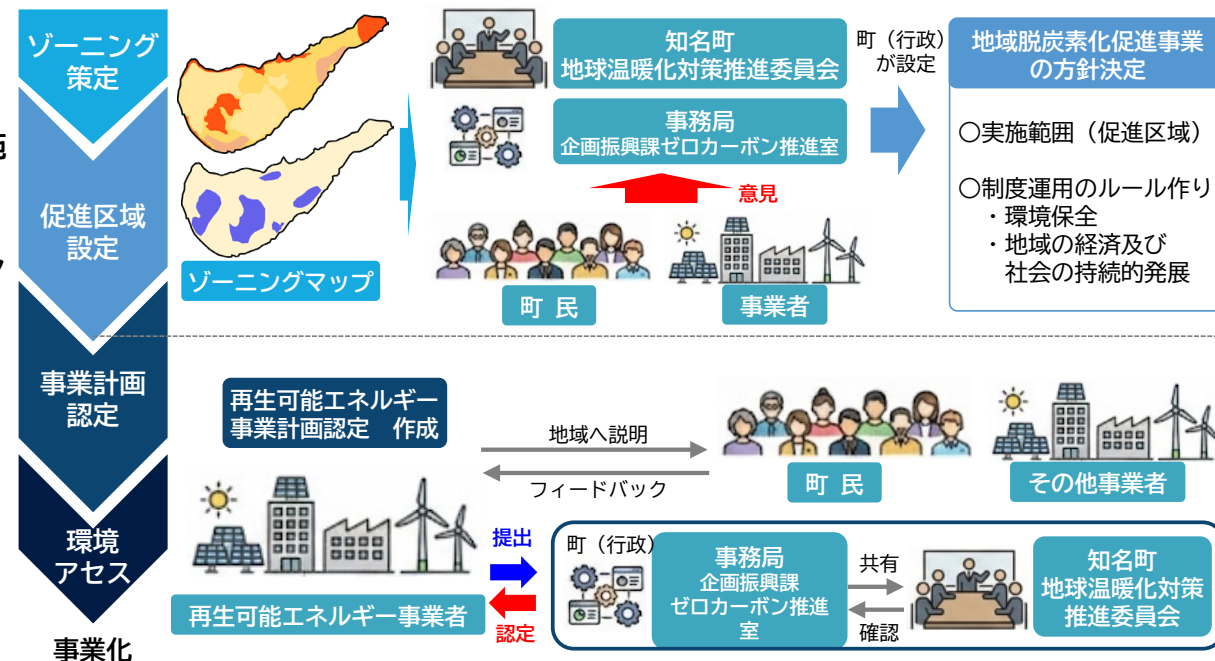
- ▶ 確実に導入を予定する場所で地域要望や効果を検証（確実な推進モデルを作る）



今後の調整 全域を対象に『促進区域』を設定

- ▶ 環境保全・経済や地域への関わり方のルールを地域全体へ展開

地域脱炭素化促進事業制度における推進体制





●各エリアの設定根拠（営農型 太陽光発電施設）

保全エリア	
レイヤ名	設定根拠
自然公園地域 国立公園 第1～3種特別地域	「国」・「県」基準に基づき設定
土砂災害(特別)警戒区域	「県」基準に基づき設定
森林地域 保安林	「国」・「県」基準に基づき設定
指定文化財	「国」・「県」基準に基づき設定
防衛施設範囲	防衛業務等への配慮 (航空自衛隊と協議の上決定)
山地災害危険地区	災害時の安全性等への配慮
津波浸水想定区域	災害時の安全性等への配慮
植生自然度（自然度9・10）	沖永良部島における自然環境の保全として重要な植生 (学識者と協議の上決定)
調整エリア	
レイヤ名	設定根拠
自然公園地域 国立公園 普通地域	許認可は不要であるが、行為着手の30日前までに開発 行為の届出が必要※海域のため、地域該当箇所なし
鳥獣保護区	「県」基準に基づき設定
都市計画区域	都市計画法に基づく設定
農業地域 農用地区域	農地法・農振法に基づく設定
空港施設 空港制限表面	航空法に基づく設定 (スマート農業等に取り組みに関する考慮)
墓地	墓地法に基づく設定
太陽光発電 騒音・反射光影響範囲 ・用途地域（住居系・商業系） ・建物（いずれも100mバッファ）	騒音・反射光が生活環境影響が及ぶ範囲を推定し設定
余多川 流域界	生態系や景観面等の自然環境に配慮する必要 (学識者と協議の上決定)
植生自然度（自然度8）	生態系保全の観点より設定（学識者と協議の上決定）
特定植物群落	「県」基準に基づき設定
巨樹・巨木林（100mバッファ）	「県」基準に基づき設定

地形・土地利用上 導入が困難なエリア	
レイヤ名	設定根拠
地形（傾斜角） 30°以上のエリア	傾斜角30度以上の場合、施工時の斜面安定 対策を講じる必要があるため。
地番図（以下の地目の除く土地） ・原野 ・山林 ・雑種地 ・無地番 ・田 ・畑	主要インフラ（道路、水路）、墓地等の太 陽光導入における設置不可箇所の除外のため。

●『再エネ導入や利活用』に関する地域住民の思い

項目	地域住民の思い
土地の利活用	空き地（休耕地や山林部、後継者不在の土地等）の有効利用
レジリエンス の強化	エネルギーの安定供給の実現による、台風等の災害に対応できる島
暮らし に関する要望	観光スポットの充実化による地域の活性化（商業、交通の充実化）
	スポーツ施設の充実化
	夜間の安全確保（街灯の整備）
環境保全 に関する内容	ソーラーパネルの火災への対応（住居等の安全確保）
	多様な動植物が生息する島（自然が豊かな島）、海や山林（大山、越山）を守りたい
	ごみのすくない島にしたい
	景観をくずしてほしくない（共存が可能であれば、景観を損ねないデザインで推進してほしい）
	文化財等の地域の魅力を損なわないでほしい
地域 との合意形成	地域住民への丁寧な説明、安全性や効果におけるわかりやすい説明 (地域住民と事業者の対立を生まない配慮)
地域への還元	できる限り沖永良部島内の事業者にて整備してほしい（メンテナンスを踏まえた、国内製品の導入等）
その他	ゾーニングマップ作成にあたり整理した情報のオープンデータ化（データの活用範囲の拡大）
	太陽光と風力のための選択肢に縛られず、今後新たに生まれるエネルギーについても期待したい
	再生可能エネルギー等の取り組みにより将来の地球環境について身近に考えてもらいたい